

◆ 資料編 ◆

資料編1 平成24年4月1日以降の主な出来事

(平成24年度以降)

年月日	出来事	内容
平成24.4.1	東京湾岸千葉及び横浜機動班の設置	水際危機管理体制を一層強化するため、太平洋側に位置する海港及び沿岸地域のパトロール、入港船舶の臨船や船内サーチ等を担当する東京湾岸千葉機動班を東京入国管理局千葉出張所に設置し、東京湾岸横浜機動班を東京入国管理局横浜支局に設置した。
4.6	大阪入国管理局関西空港支局審査部門の増設	平成24年度のLCC専用ターミナル供用開始に伴い、大阪入国管理局関西空港支局審査部門を増設した。
5.7	高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の導入	高度人材の受入れを促進するためのポイント制による出入国管理上の優遇制度について、平成24年3月30日に制度を措置する法務省告示「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」及び「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針」を制定し、同年5月7日に施行した。
6.15	「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」の改正	①左記政令による出入国管理及び難民認定法施行令の改正により、新しい在留管理制度において、中長期在留者が在留カードの交換を希望して在留カードの交付を受ける場合に納付しなければならない手数料の額を、交付に要する実費を勘案して1,300円と定めた（平成24年7月9日施行）。 ②就労資格証明書の交付を受ける場合に納付しなければならない手数料の額を、680円から交付に要する実費を勘案して900円に改定した（平成24年7月9日施行）。
同	「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令」の改正	特別永住者が特別永住者証明書の交換を希望して特別永住者証明書の交付を受ける場合に納付しなければならない手数料の額を、交付に要する実費を勘案して1,300円と定めた（平成24年7月9日施行）。
同	「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」の改正	新しい在留管理制度の運用方針について、①中長期在留者が所属機関等を変更した場合や、中長期在留者を新たに受け入れた場合などに当該機関が法務大臣に対して行う届出や郵送で行う場合の方法、②「みなし再入国許可制度」の対象とならない者に係る経過措置等を定めた（平成24年7月9日施行）。
同	「住民基本台帳法施行令第30条の31及び出入国管理及び難民認定法施行令第6条第3項等に規定する通知の方法を定める省令」及び「出入国管理及び難民認定法施行令第2条等に規定する伝達の方法等を定める省令」の制定	新しい在留管理制度において、住民基本台帳法施行令第30条の31、出入国管理及び難民認定法施行令第6条第3項等の規定に基づき、法務大臣と市町村長との間における情報の通知方法及び出入国管理及び難民認定法施行令第2条等の規定に基づき、市町村長が法務大臣に伝達する方法等を、原則として電気通信回線を通じて送信する方法と定めた（平成24年7月9日施行）。
7.9	新しい在留管理制度の導入	平成21年の第171回国会で成立した入管法等改正法及び関係法令等が施行され、新しい在留管理制度が導入された。また、同日をもって外国人登録法令が廃止された。
同	法務省入国管理局出入国管理情報官及び入国在留課在留管理業務室長の設置並びに東京入国管理局在留管理情報部門の新設	改正入管法施行に伴う新しい在留管理制度に対応するため、法務省入国管理局に出入国管理情報官及び入国在留課在留管理業務室を設置した（登録管理官及び総務課出入国情報管理室の廃止）。 また、東京入国管理局在留管理情報部門を新設した。

年月日	出来事	内容
8.17	尖閣諸島領有権主張活動家等の送還	平成24年8月15日に尖閣諸島領有権主張活動家等14人による抗議船での不法入国等事案が発生したところ、警察又は海上保安庁が逮捕した同14人について、刑事手続終了後に福岡入国管理局那覇支局が身柄受領の上、8月17日、航空機又は船舶で退去強制した。
9.28	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」等の改正	技能実習生等の保護の強化及び技能実習制度の適正な運用を目的として、①不正行為により基準不適合となる起算点の明確化、②監理団体等について、過去5年間に虚偽申請に関与していた場合には、技能実習生等の受入れを認めないとする、③実習実施機関、受入れ機関及び監理団体に対し不正行為事実の報告義務を課すこと等を内容とする「出入国管理及び難民認定法施行規則」、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」、「出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令」及び「出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令」の改正を行った（平成24年11月1日施行）。
同	日越EPA関連法令等の整備	平成24年4月18日にベトナム社会主義共和国政府との間で看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の交換が完了したことから、ベトナム人看護師等の受入れに関し、「出入国管理及び難民認定法施行規則」、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」を改正し、「平成24年4月18日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」を制定した（平成24年9月28日施行）。
10.1	近畿地区不法入国防止担当神戸機動班の設置	水際危機管理体制を一層強化するため、地理的に不法事案の発生が懸念される日本海側の海港及び沿岸パトロール、入港船舶の臨船や船内サーチ等を担当する近畿地区不法入国防止担当神戸機動班を大阪入国管理局神戸支局に設置した。
10.24	偽造在留カード所持者の初摘発	名古屋入国管理局が警察との合同摘発により、不法残留容疑で中国人男性を摘発したところ、偽造在留カードが発見され、同カード所持者の初摘発事案となった。同中国人については、警察が入管法違反（不法残留）で現行犯逮捕した後、同法違反（偽造在留カード所持）で再逮捕しており、両罪（併合罪）につき懲役2年6月・執行猶予4年の有罪判決を受けた。
10.30	「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」等の改正	在留カードに関する届出・申請に対して交付される在留カードの受領に際し、外国人本人の出頭を要しない場合として、外国人と同居する親族が当該外国人の依頼を受けて代わって行う場合や申請取次者が受領の手続をする場合等に加え、在留カードに関する届出・申請があった日に在留カードの交付をしない場合で地方入国管理局長において相当と認めるときを加えるため、「出入国管理及び難民認定法施行規則」及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」の改正を行った（平成24年11月1日施行）。

資料編2 統計

(1) 主な在留資格ごとの国籍・地域別新規入国者数・中長期在留者数の推移

1-1 「投資・経営」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	919	857	896	838	820
中	国	98	114	167	194	215
韓	国	216	228	210	188	179
米	国	121	110	118	109	94
パキスタン		49	48	33	42	55
台湾		65	48	42	48	36
フランス		42	19	50	25	30
英国		42	34	37	24	29
スリランカ		14	35	18	17	23
オーストラリア		22	30	31	18	18
アフガニスタン		13	14	14	13	11
インド		20	12	12	14	11
その他		217	165	164	146	119

1-2 「投資・経営」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	8,895	9,840	10,908	11,778	12,609
中国		2,096	2,555	3,300	3,974	4,423
韓国・朝鮮		2,249	2,492	2,723	2,872	2,941
パキスタン		456	526	571	627	732
米国		1,044	990	918	844	687
ネパール		151	271	373	430	513
台湾		-	-	-	-	331
スリランカ		147	199	234	281	326
インド		307	319	319	320	307
英国		384	374	334	292	244
フランス		334	297	281	248	229
その他		1,727	1,817	1,855	1,890	1,876

(注1) 各年末現在の数である(以下の中長期在留者に係る表も同じ)。

(注2) 平成23年までは外国人登録者数、24年は中長期在留者数である(以下の中長期在留者数に係る表も同じ)。

(注3) 平成23年までの「中国」は台湾を含んだ数であり、24年の「中国」は台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である(以下の中長期在留者数に係る表も同じ)。

2-1 「技術」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	9,212	3,363	2,852	4,178	5,216
インド		4,571	1,404	983	1,375	1,734
インド		714	296	384	651	847
ベトナム		837	273	213	441	802
韓国		1,292	439	302	361	403
フィリピン		576	252	226	354	304
インドネシア		86	43	31	104	215
米国		168	101	123	148	136
フランス		140	62	95	70	83
マレーシア		57	38	45	62	79
台湾		86	46	75	94	77
その他		685	409	375	518	536

2-2 「技術」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	52,273	50,493	46,592	42,634	42,273
中国		27,665	27,166	25,105	22,486	20,924
韓国・朝鮮		8,647	8,015	7,050	5,828	5,367
インド		4,268	3,925	3,515	3,175	3,388
ベトナム		2,229	2,188	2,183	2,382	2,985
フィリピン		2,276	2,118	1,968	1,923	1,934
米国		923	833	789	764	786
マレーシア		570	610	595	613	669
インドネシア		436	455	437	542	662
フランス		706	621	588	539	589
バングラデシュ		470	472	466	460	515
その他		4,083	4,090	3,896	3,922	4,454

3-1 「人文知識・国際業務」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	5,690	4,167	4,113	4,658	4,993
米	国	1,274	945	986	1,082	1,016
中	国	778	553	592	728	902
韓	国	771	570	552	590	603
英	国	463	347	286	326	304
台	湾	272	166	186	217	237
パキスタン		121	106	124	180	215
アフガニスタン		65	56	63	108	159
カナダ		317	203	209	168	153
オーストラリア		263	210	175	185	152
フィリピン		98	105	68	91	119
その他		1,268	906	872	983	1,133

3-2 「人文知識・国際業務」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	67,291	69,395	68,467	67,854	69,721
中	国	31,824	34,210	34,433	34,446	33,537
韓国・朝鮮		8,118	8,962	9,233	9,166	9,755
米	国	7,241	6,710	6,313	6,091	6,157
英	国	3,532	3,176	2,785	2,560	2,469
カナダ		2,690	2,329	1,980	1,694	1,541
オーストラリア		2,420	2,079	1,713	1,497	1,371
台湾		-	-	-	-	1,367
パキスタン		646	728	836	1,031	1,251
スリランカ		705	873	972	1,027	1,079
フランス		1,079	1,026	964	917	974
その他		9,036	9,302	9,238	9,425	10,220

4-1 「企業内転勤」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	7,307	5,245	5,826	5,348	6,126
中	国	2,570	1,858	1,937	1,717	1,967
フィリピン		495	397	498	641	669
インド		626	433	520	484	505
韓国	国	649	592	505	511	491
米	国	673	371	528	396	383
タイ		260	235	222	235	381
ベトナム		137	81	231	178	240
インドネシア		137	93	98	104	221
台湾		243	218	211	188	173
ドイツ		199	137	155	98	125
その他		1,318	830	921	796	971

4-2 「企業内転勤」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	17,798	16,786	16,140	14,636	14,867
中	国	6,557	6,307	6,238	5,518	5,257
韓国・朝鮮		2,265	2,242	2,079	1,873	1,750
インド		1,709	1,731	1,610	1,426	1,340
フィリピン		826	782	777	947	1,023
米	国	1,583	1,364	1,286	1,072	980
タイ		388	430	430	440	565
ベトナム		184	157	287	343	415
ドイツ		615	538	505	377	360
台湾		-	-	-	-	350
英	国	615	511	450	382	325
その他		3,056	2,724	2,478	2,258	2,502

5-1 「興行」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	34,994	31,170	28,612	26,112	34,969
韓	国	1,329	1,173	1,450	3,179	6,528
米	国	6,653	7,288	6,785	5,908	6,514
英	国	2,908	2,575	3,009	2,474	2,916
フ	ィ	リ	ピ	ン		
ロ	シ	ア				
ド	イ	ツ				
フ	ラ	ン	ス			
中	国	1,820	1,694	1,386	739	964
オ	ー	ス	ト	リ	ア	
イ	タ	リ	ア			
そ	の	他				
		11,273	9,169	8,756	7,079	9,358

5-2 「興行」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	13,031	10,966	9,247	6,265	1,646
フ	ィ	リ	ピ	ン		
韓	国	・	朝	鮮		
米	国					
中	国					
ブ	ラ	ジ	ル			
タ	イ					
オ	ー	ス	ト	ラ	リ	ア
英	国					
カ	ナ	ダ				
モ	ン	ゴ	ル			
そ	の	他				
		1,544	1,354	1,022	563	231

6-1 「技能」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	6,799	5,384	3,588	4,178	4,910
中	国	3,270	2,495	1,924	2,527	2,920
ネ	パ	ー	ル			
イ	ン	ド				
タ	イ					
韓	国					
フ	ィ	リ	ピ	ン		
オ	ー	ス	ト	ラ	リ	ア
ベ	ト	ナ	ム			
イ	ン	ド	ネ	シ	ア	
パ	キ	ス	タ	ン		
そ	の	他				
		609	333	257	218	262

6-2 「技能」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	25,863	29,030	30,142	31,751	33,863
中	国	14,142	15,595	16,350	17,657	19,023
ネ	パ	ー	ル			
イ	ン	ド				
韓	国	・	朝	鮮		
タ	イ					
フ	ィ	リ	ピ	ン		
バ	ン	グ	ラ	デ	シ	ユ
ベ	ト	ナ	ム			
イ	ン	ド	ネ	シ	ア	
パ	キ	ス	タ	ン		
そ	の	他				
		1,412	1,421	1,326	1,228	1,276

7-1 「技能実習1号」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成20	21	22	23	24
総	数			26,002	66,025	67,915
中	国			20,133	49,311	49,172
ベ	ト			2,184	6,632	7,449
フ	ィ			1,212	3,755	4,264
イ	ン			1,454	3,536	3,818
タ	イ			641	1,722	1,994
カ	ン			68	245	227
モ	ン			48	188	214
ネ	パ			40	169	145
ス	リ			21	56	122
ラ	オ			58	136	112
そ	の			143	275	398

(注) 「技能実習1号」は、「技能実習1号イ」及び「技能実習1号ロ」を合算した数である。

7-2 「技能実習1号」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成20	21	22	23	24
総	数			50,423	61,178	63,281
中	国			39,341	45,470	45,713
ベ	ト			4,096	6,571	7,379
フ	ィ			2,773	3,400	3,846
イ	ン			2,568	3,290	3,644
タ	イ			1,091	1,542	1,688
カ	ン			151	227	214
モ	ン			108	185	206
ネ	パ			60	161	134
ラ	オ			87	131	113
ス	リ			35	51	110
そ	の			113	150	234

8-1 「技能実習2号」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成20	21	22	23	24
総	数				227	53
中	国				227	41
イ	ン					11
ベ	ト					1

(注1) 「技能実習2号」は、「技能実習2号イ」及び「技能実習2号ロ」を合算した数である。

(注2) 「技能実習2号」の在留資格による新規入国は、上陸のための条件を定める入管法第7条第1項に適合しないため認められないものであるが、東日本大震災及び福島第1原子力発電所の事故を理由に、実習の途中で、再入国許可によらず出国した「技能実習2号」により在留していた外国人に対しては、その実習活動を継続させるため、平成23年4月から特別措置として、入管法第12条に定める上陸特別許可により入国を認めている。

8-2 「技能実習2号」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成20	21	22	23	24
総	数			49,585	80,816	88,196
中	国			38,983	62,131	65,682
ベ	ト			3,826	6,953	9,336
イ	ン			2,775	4,726	5,454
フ	ィ			2,827	4,833	4,996
タ	イ			741	1,441	1,776
モ	ン			108	168	215
カ	ン			62	142	211
ネ	パ			22	96	176
ラ	オ			101	134	163
ミ	ャ			95	91	71
そ	の			45	101	116

9-1 「留学」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	34,005	37,871	48,706	49,936	57,579
中	国	14,342	16,839	22,752	23,858	26,554
韓	国	5,516	5,487	7,271	6,749	5,855
ベ	ト	643	821	1,302	1,864	4,372
米	国	2,853	2,988	3,162	2,546	2,910
台	湾	1,944	2,030	2,709	2,661	2,833
ネ	パ	179	223	527	976	1,830
タ	イ	747	859	1,062	1,256	1,447
イ	ン	685	772	878	1,054	1,172
フ	ラ	545	652	797	631	859
ド	イ	513	618	761	585	765
そ	の	6,038	6,582	7,485	7,756	8,982

9-2 「留学」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	138,514	145,909	201,511	188,605	180,919
中	国	88,812	94,355	134,483	127,435	113,980
韓	国・朝	19,441	19,807	27,066	21,678	18,643
ベ	ト	3,202	3,552	5,147	5,767	8,811
台	湾	-	-	-	-	4,829
ネ	パ	1,554	1,681	3,022	3,589	4,793
タ	イ	2,502	2,656	3,542	3,315	3,212
イ	ン	2,112	2,349	2,725	2,791	2,917
マ	レ	2,377	2,492	2,676	2,591	2,483
米	国	2,276	2,312	2,660	2,527	2,438
ミ	ャ	1,022	1,114	1,684	1,682	1,674
そ	の	15,216	15,591	18,506	17,230	17,139

10-1 「研修」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	101,879	80,480	51,725	16,079	17,957
中	国	68,860	53,876	28,964	2,108	1,923
タ	イ	3,704	2,698	2,386	1,257	1,404
イ	ン	6,213	3,980	2,970	1,186	1,384
ベ	ト	7,124	4,890	3,150	1,032	1,127
イ	ン	774	760	892	753	838
フ	ィ	5,678	4,726	3,211	775	733
マ	レ	881	776	718	631	687
ミ	ャ	381	378	304	232	484
ラ	オ	396	374	377	302	367
バ	ン	275	284	236	219	344
そ	の	7,593	7,738	8,517	7,584	8,666

10-2 「研修」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	86,826	65,209	9,343	3,388	1,804
中	国	65,716	50,487	5,602	1,275	444
タ	イ	2,324	1,725	587	431	290
ベ	ト	6,763	4,355	663	258	233
イ	ン	5,085	3,053	743	260	141
フ	ィ	4,938	3,970	730	308	137
イ	ン	150	159	184	127	100
マ	レ	257	132	124	136	52
メ	キ	23	10	12	16	39
ブ	ラ	82	70	68	78	33
韓	国・朝	147	94	82	49	27
そ	の	1,341	1,154	548	450	308

11-1 「特定活動」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	8,413	9,863	11,972	12,954	12,659
韓	国	3,366	4,592	5,961	4,263	5,103
台	湾	374	713	1,731	1,563	2,077
タ	イ	17	25	15	3,764	1,690
フ	ラ	685	725	715	542	592
オ	ー	834	715	681	551	578
英	国	439	440	482	407	496
カ	ナ	514	448	362	282	338
ド	イ	529	458	474	309	333
フ	ィ	242	486	291	221	273
中	国	4	2	205	64	239
そ	の	1,409	1,259	1,055	988	940

11-2 「特定活動」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	121,863	130,636	72,374	22,751	20,159
韓	国	3,389	4,711	5,820	4,444	5,027
中	国	84,478	90,030	44,328	5,374	3,143
フ	ィ	7,660	8,608	5,291	2,372	1,863
台	湾	-	-	-	-	1,615
ミ	ャ	1,307	1,782	1,700	1,631	1,396
イ	ン	7,542	7,561	3,736	986	746
オ	ー	898	794	741	619	659
ネ	パ	74	104	234	394	590
フ	ラ	582	595	594	466	519
英	国	361	367	430	331	465
そ	の	15,572	16,084	9,500	6,134	4,136

12 「永住者」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	492,056	533,472	565,089	598,440	624,501
中	国	142,469	156,295	169,484	184,216	191,946
ブ	ラ	110,267	116,228	117,760	119,748	114,632
フ	ィ	75,806	84,407	92,754	99,604	106,397
韓	国	53,106	56,171	58,082	60,262	62,522
ペ	ル	29,976	31,711	32,416	33,307	33,330
タ	イ	12,519	13,883	15,055	16,055	16,997
米	国	11,814	12,708	13,065	13,690	14,283
ベ	ト	8,494	9,187	9,602	10,361	11,158
台	湾	-	-	-	-	8,684
イ	ン	2,967	3,462	3,894	4,337	4,743
そ	の	44,638	49,420	52,977	56,860	59,809

13-1 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移 (人)

国籍・地域	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	19,975	14,951	11,452	10,766	10,855
中	国	6,552	6,251	4,099	3,713	3,854
フ	ィ	5,133	3,308	2,384	2,395	2,508
ブ	ラ	2,895	483	921	915	1,067
タ	イ	743	706	510	538	593
米	国	730	701	635	593	480
韓	国	873	852	565	188	422
台	湾	293	257	211	183	175
ベ	ト	194	210	155	177	153
英	国	237	173	201	168	147
オ	ー	184	174	139	134	129
そ	の	2,141	1,836	1,632	1,762	1,327

13-2 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	245,497	221,923	196,248	181,617	162,332
中	国	57,336	56,510	53,697	51,184	43,771
フ	ィ	49,980	46,027	41,255	38,249	33,122
ブ	ラ	58,445	43,443	30,003	23,921	19,519
韓	国・朝	21,990	21,052	19,761	18,780	17,017
米	国	9,285	9,140	8,848	8,679	8,401
タ	イ	9,588	9,113	8,651	8,549	7,974
台	湾	-	-	-	-	2,546
英	国	2,748	2,740	2,658	2,593	2,533
ペ	ル	5,278	4,418	3,423	2,947	2,358
イ	ン	3,028	2,854	2,657	2,473	2,216
そ	の	27,819	26,626	25,295	24,242	22,875

14-1 「定住者」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	20,123	9,946	8,178	7,811	9,845
ブ	ラ	9,635	1,037	2,246	2,356	3,237
フ	ィ	3,811	2,854	2,195	2,184	2,736
中	国	3,646	3,520	2,097	1,815	2,268
ペ	ル	1,119	655	660	400	518
ベ	ト	438	672	189	195	228
ボ	リ	195	35	56	108	119
タ	イ	168	144	80	74	84
韓	国	151	160	124	126	80
イ	ン	132	134	85	100	77
ネ	パ	60	72	26	37	69
そ	の	768	663	420	416	429

14-2 「定住者」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成 20	21	22	23	24
総	数	258,498	221,771	194,602	177,983	165,001
ブ	ラ	137,005	101,250	77,359	62,077	53,044
フ	ィ	35,717	37,131	37,870	39,331	40,707
中	国	33,600	33,651	32,048	30,498	27,148
ペ	ル	18,969	16,695	14,849	13,496	11,938
韓	国・朝	8,722	8,622	8,374	8,288	7,774
ベ	ト	5,526	5,847	5,771	5,726	5,556
タ	イ	3,388	3,532	3,641	3,875	3,799
ボ	リ	2,938	2,539	2,219	2,054	1,883
イ	ン	1,755	1,774	1,735	1,756	1,714
ミ	ャ	756	795	1,116	1,381	1,647
そ	の	10,122	9,935	9,620	9,501	9,791

(2) 主な国籍・地域ごとの在留資格別新規入国者・在留外国人数の推移

1-1 韓国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 20	21	22	23	24
総数	数	2,248,645	1,451,174	2,303,161	1,505,228	1,901,888
外交官		1,388	1,191	1,218	1,262	1,146
公用		4,499	3,578	3,675	2,788	2,475
教授		172	219	170	159	176
芸術		8	2	-	3	7
宗教		126	133	113	105	95
報道		17	10	14	12	5
投資・経営		216	228	210	188	179
法律・会計業務		-	1	-	-	-
医療		-	-	-	1	6
研究		46	37	36	44	21
教育		15	15	19	14	12
技術		1,292	439	302	361	403
人文知識・国際業務		771	570	552	590	603
企業内転勤		649	592	505	511	491
興行		1,329	1,173	1,450	3,179	6,528
技能		132	157	90	87	109
技能実習1号イ				13	34	73
技能実習1号ロ				-	-	-
技能実習2号イ				-	-	-
技能実習2号ロ				-	-	-
文化活動		388	466	332	261	240
短期滞在		2,218,602	1,424,195	2,275,293	1,481,868	1,876,140
留学		5,516	5,487	7,271	6,749	5,855
就学		6,171	4,516	2,774		
研修		219	89	163	105	120
家族滞在		2,618	2,376	2,257	1,956	1,546
特定活動		3,366	4,592	5,961	4,263	5,103
日本人の配偶者等		873	852	565	501	422
永住者の配偶者等		81	96	54	61	53
定住者		151	160	124	126	80

1-2 韓国・朝鮮人の在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格	年	平成 20	21	22	23	24
総数	数	589,239	578,495	565,989	545,401	530,046
教授		1,006	1,025	1,009	956	943
芸術		36	43	46	45	42
宗教		1,049	1,049	1,011	977	945
報道		68	64	54	51	48
投資・経営		2,249	2,492	2,723	2,872	2,941
法律・会計業務		4	6	6	6	6
医療		18	21	23	22	39
研究		258	258	232	232	196
教育		86	94	90	97	93
技術		8,647	8,015	7,050	5,828	5,367
人文知識・国際業務		8,118	8,962	9,233	9,166	9,755
企業内転勤		2,265	2,242	2,079	1,873	1,750
興行		398	363	374	313	305
技能		1,587	1,592	1,510	1,421	1,394
技能実習1号イ				5	22	66
技能実習1号ロ				-	-	-
技能実習2号イ				-	-	-
技能実習2号ロ				-	-	-
文化活動		398	364	335	295	250
短期滞在		5,007	4,184	3,386	2,307	
留学		19,441	19,807	27,066	21,678	18,643
就学		10,286	7,804			
研修		147	94	82	49	27
家族滞在		18,484	18,533	18,026	16,750	15,117
特定活動		3,389	4,711	5,820	4,444	5,027
永住者		53,106	56,171	58,082	60,262	62,522
日本人の配偶者等		21,990	21,052	19,761	18,780	17,017
永住者の配偶者等		2,699	2,643	2,574	2,523	2,429
定住者		8,722	8,622	8,374	8,288	7,774
特別永住者		416,309	405,571	395,234	385,232	377,350
未取得者		1,597	1,425	1,074	417	
一時庇護		-	-	-	-	-
その他		1,875	1,288	730	495	

(注1) 各年末現在の数である。(以下の在留外国人数に係る表も同じ)。

(注2) 平成23年までは外国人登録者数、24年は中長期在留者数に特別永住者数を加えた在留外国人の数である。(以下の在留外国人数に係る表も同じ)。

2-1 中国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 20	21	22	23	24
総数		769,691	753,606	1,140,579	721,990	1,050,222
外交		594	517	684	516	506
公用		2,135	2,337	3,097	1,972	1,923
教授		539	496	464	458	473
芸術		4	7	2	1	1
宗教		5	4	4	1	3
報道		-	-	2	11	11
投資・経営		98	114	167	194	215
法律・会計業務		-	-	-	1	-
医療		-	3	-	2	2
研究		130	150	115	75	81
教育		20	21	12	12	13
技術		4,571	1,404	983	1,375	1,734
人文知識・国際業務		778	553	592	728	902
企業内転勤		2,570	1,858	1,937	1,717	1,967
興行		1,820	1,694	1,386	739	964
技能実習1号イ		3,270	2,495	1,924	2,527	2,920
技能実習1号ロ				18,883	46,560	46,343
技能実習2号イ					-	1
技能実習2号ロ					227	40
文化活動		788	792	773	596	761
短期滞在		635,513	632,379	1,032,649	621,632	943,265
留学		14,342	16,839	22,752	23,858	26,554
就学		12,566	18,053	8,819		
研修		68,860	53,876	28,964	2,108	1,923
家族滞在		9,685	9,174	8,218	7,549	9,455
特定活動		194	124	146	99	183
日本人の配偶者等		6,552	6,251	4,099	3,713	3,854
永住者の配偶者等		1,011	945	560	753	1,031
定住者		3,646	3,520	2,097	1,815	2,268

2-2 中国人の在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格	年	平成 20	21	22	23	24
総数		655,377	680,518	687,156	674,879	652,555
教授		2,476	2,440	2,339	2,294	2,085
芸術		119	117	108	97	85
宗教		113	120	129	129	85
報道		12	10	12	21	30
投資・経営		2,096	2,555	3,300	3,974	4,423
法律・会計業務		6	7	6	6	5
医療		114	134	187	246	310
研究		904	936	894	790	664
教育		99	104	101	103	84
技術		27,665	27,166	25,105	22,486	20,924
人文知識・国際業務		31,824	34,210	34,433	34,446	33,537
企業内転勤		6,557	6,307	6,238	5,518	5,257
興行		907	778	671	389	177
技能実習1号イ		14,142	15,595	16,350	17,657	19,023
技能実習1号ロ				37,788	43,288	43,763
技能実習2号イ				1,142	1,713	1,729
技能実習2号ロ				37,841	60,418	63,953
文化活動		939	923	902	749	772
短期滞在		7,235	6,332	6,036	5,179	
留学		88,812	94,355	134,483	127,435	113,980
就学		25,043	32,408			
研修		65,716	50,487	5,602	1,275	444
家族滞在		49,776	55,640	59,567	61,481	62,359
特定活動		84,478	90,030	44,328	5,374	3,143
永住者		142,469	156,295	169,484	184,216	191,946
日本人の配偶者等		57,336	56,510	53,697	51,184	43,771
永住者の配偶者等		6,170	7,087	7,415	8,078	8,792
定住者		33,600	33,651	32,048	30,498	27,148
特別永住者		2,892	2,818	2,668	2,597	2,116
未取得者		2,171	2,101	1,929	654	
一時庇護		-	-	-	-	
その他		1,706	1,402	800	402	

(注) 平成23年までの「中国」は台湾を含んだ数であり、24年の「中国」は台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。

3-1 フィリピン人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 20	21	22	23	24
総数		75,651	61,100	66,120	51,006	72,906
外交		119	216	175	156	111
公用		476	541	641	647	604
教授		20	25	12	26	26
芸術		-	-	-	-	-
宗教		27	15	17	29	24
報道		1	-	-	-	-
投資・経営		7	4	4	5	4
法律・会計業務		-	-	-	-	-
医療		-	-	-	-	-
研究		6	16	3	7	3
教育		9	5	10	22	33
技術		576	252	226	354	304
人文知識・国際業務		98	105	68	91	119
企業内転勤		495	397	498	641	669
興行		3,185	1,873	1,506	1,407	1,984
技能実習1号イ		59	52	36	53	59
技能実習1号ロ				261	571	626
技能実習2号イ				951	3,184	3,638
技能実習2号ロ				-	-	-
文化活動		35	66	21	15	23
短期滞在		54,678	45,320	52,856	37,407	57,494
留学		254	245	258	285	322
就学		60	59	36		
研修		5,678	4,726	3,211	775	733
家族滞在		462	379	352	345	372
特定活動		242	486	291	221	273
日本人の配偶者等		5,133	3,308	2,384	2,395	2,508
永住者の配偶者等		220	156	108	186	241
定住者		3,811	2,854	2,195	2,184	2,736

3-2 フィリピン人の在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格	年	平成 20	21	22	23	24
総数		210,617	211,716	210,181	209,376	202,974
教授		77	81	76	80	92
芸術		3	3	2	2	-
宗教		253	236	225	228	215
報道		1	1	1	1	1
投資・経営		40	38	43	41	38
法律・会計業務		-	-	-	2	2
医療		-	-	-	-	-
研究		35	47	42	44	34
教育		117	117	159	207	256
技術		2,276	2,118	1,968	1,923	1,934
人文知識・国際業務		895	951	940	920	964
企業内転勤		826	782	777	947	1,023
興行		9,199	7,465	6,319	4,188	344
技能実習1号イ		268	278	283	302	330
技能実習1号ロ				301	475	462
技能実習2号イ				2,472	2,925	3,384
技能実習2号ロ				217	269	249
文化活動		16	19	19	18	20
短期滞在		8,698	6,705	5,326	4,290	
留学		614	615	713	677	707
就学		144	133			
研修		4,938	3,970	730	308	137
家族滞在		2,047	2,134	2,197	2,226	2,253
特定活動		7,660	8,608	5,291	2,372	1,863
永住者		75,806	84,407	92,754	99,604	106,397
日本人の配偶者等		49,980	46,027	41,255	38,249	33,122
永住者の配偶者等		2,472	2,765	2,899	3,347	3,647
定住者		35,717	37,131	37,870	39,331	40,707
特別永住者		42	45	45	44	46
未取得者		3,050	2,782	2,358	926	
一時庇護		-	-	-		
その他		5,443	4,258	2,289	866	

4-1 ブラジル人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 20	21	22	23	24
総数		31,002	15,874	22,210	19,694	34,201
外交		136	84	100	47	86
公用		261	154	212	141	200
教授		6	11	17	8	5
芸術		3	2	4	3	4
宗教		35	17	31	19	26
報道		3	2	5	1	-
投資・経営		3	2	2	2	-
法律・会計業務		-	-	-	-	-
医療		-	-	-	-	-
研究		2	2	6	2	2
教育		6	2	1	3	3
技術		7	3	6	5	5
人文知識・国際業務		16	5	9	12	12
企業内転勤		52	44	63	35	74
興行		656	515	382	340	349
技能実習1号イ		10	10	6	4	4
技能実習1号ロ		-	-	-	4	2
技能実習2号イ		-	-	-	-	-
技能実習2号ロ		-	-	-	-	-
文化活動		8	11	12	22	34
短期滞在		16,600	12,920	17,491	15,177	28,411
留学		111	122	129	121	139
就学		34	28	15	-	-
研修		229	250	369	277	305
家族滞在		108	109	105	122	121
特定活動		12	17	19	17	17
日本人の配偶者等		2,895	483	921	915	1,067
永住者の配偶者等		174	44	59	61	97
定住者		9,635	1,037	2,246	2,356	3,237

4-2 ブラジル人の在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格	年	平成 20	21	22	23	24
総数		312,582	267,456	230,552	210,032	190,581
教授		38	37	35	32	28
芸術		13	12	11	11	10
宗教		123	110	112	92	97
報道		3	4	4	2	2
投資・経営		29	28	28	28	19
法律・会計業務		-	-	-	-	-
医療		-	-	-	-	-
研究		11	13	14	12	11
教育		17	9	8	10	15
技術		57	54	47	46	47
人文知識・国際業務		112	103	82	73	78
企業内転勤		108	94	73	70	90
興行		211	197	159	140	105
技能実習1号イ		85	72	65	52	41
技能実習1号ロ		-	-	-	-	1
技能実習2号イ		-	-	-	-	1
技能実習2号ロ		-	-	-	-	-
文化活動		7	9	9	15	27
短期滞在		681	588	510	320	312
留学		355	365	377	322	312
就学		53	51	-	-	-
研修		82	70	68	78	33
家族滞在		480	451	368	358	326
特定活動		148	122	121	114	50
永住者		110,267	116,228	117,760	119,748	114,632
日本人の配偶者等		58,445	43,443	30,003	23,921	19,519
永住者の配偶者等		1,773	1,905	1,979	2,043	2,067
定住者		137,005	101,250	77,359	62,077	53,044
特別永住者		26	22	20	21	26
未取得者		2,327	2,129	1,309	433	-
一時庇護		-	-	-	-	-
その他		126	90	31	14	-

(3) 個人識別情報を活用した入国審査の実施状況(平成24年)

・退去を命ぜられた者

【国籍・地域別】

韓国	292
中国	80
トルコ	46
その他	193
合計	611

【空・海港別】

成田空港	280
関西空港	119
羽田空港	77
その他	135
合計	611

・退去強制手続を執った者

【国籍・地域別】

トルコ	4
中国	2
フィリピン	2
その他	7
合計	15

【空・海港別】

成田空港	8
関西空港	3
羽田空港	0
その他	4
合計	15

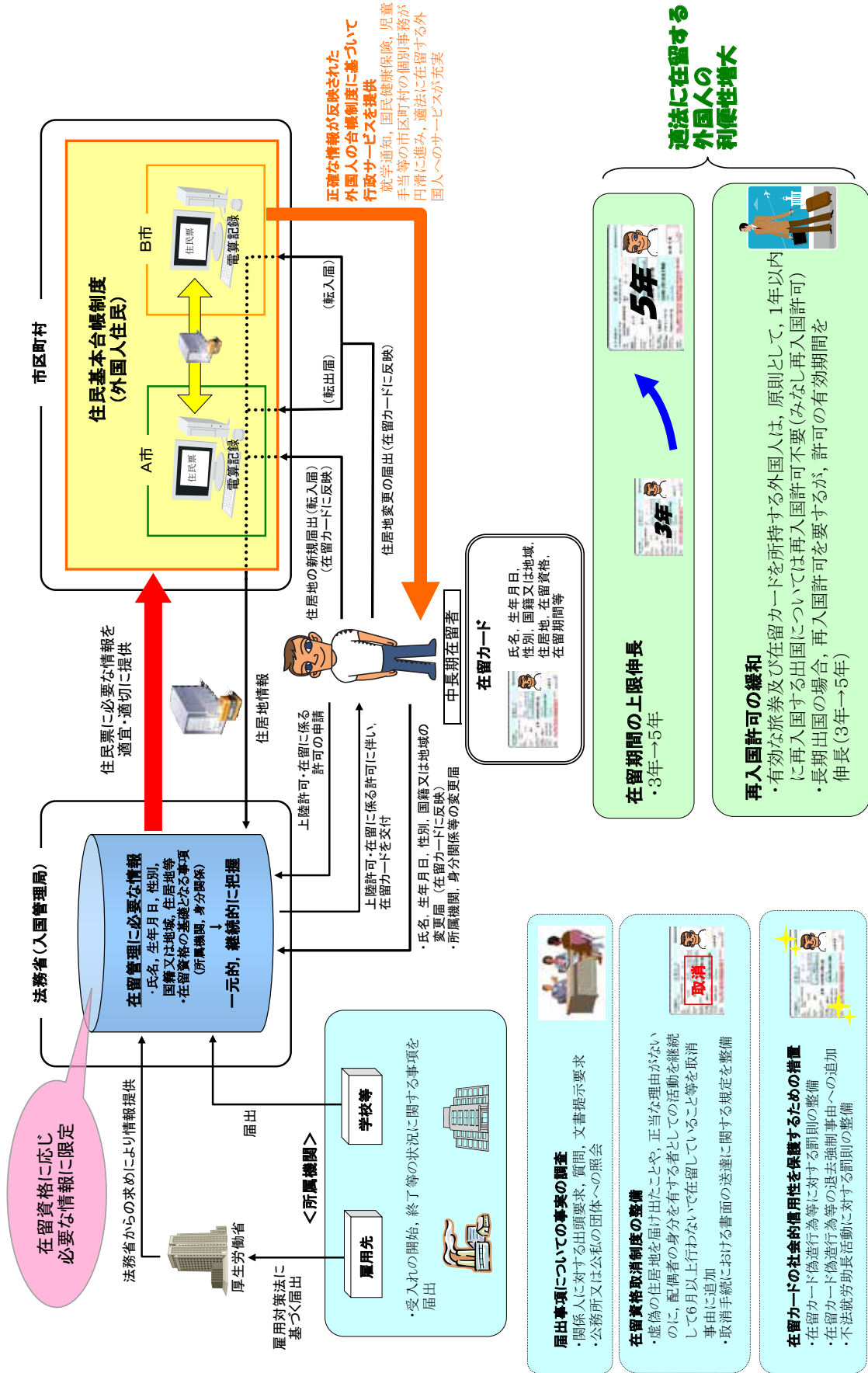
(4) 偽変造文書発見件数の推移

(件)

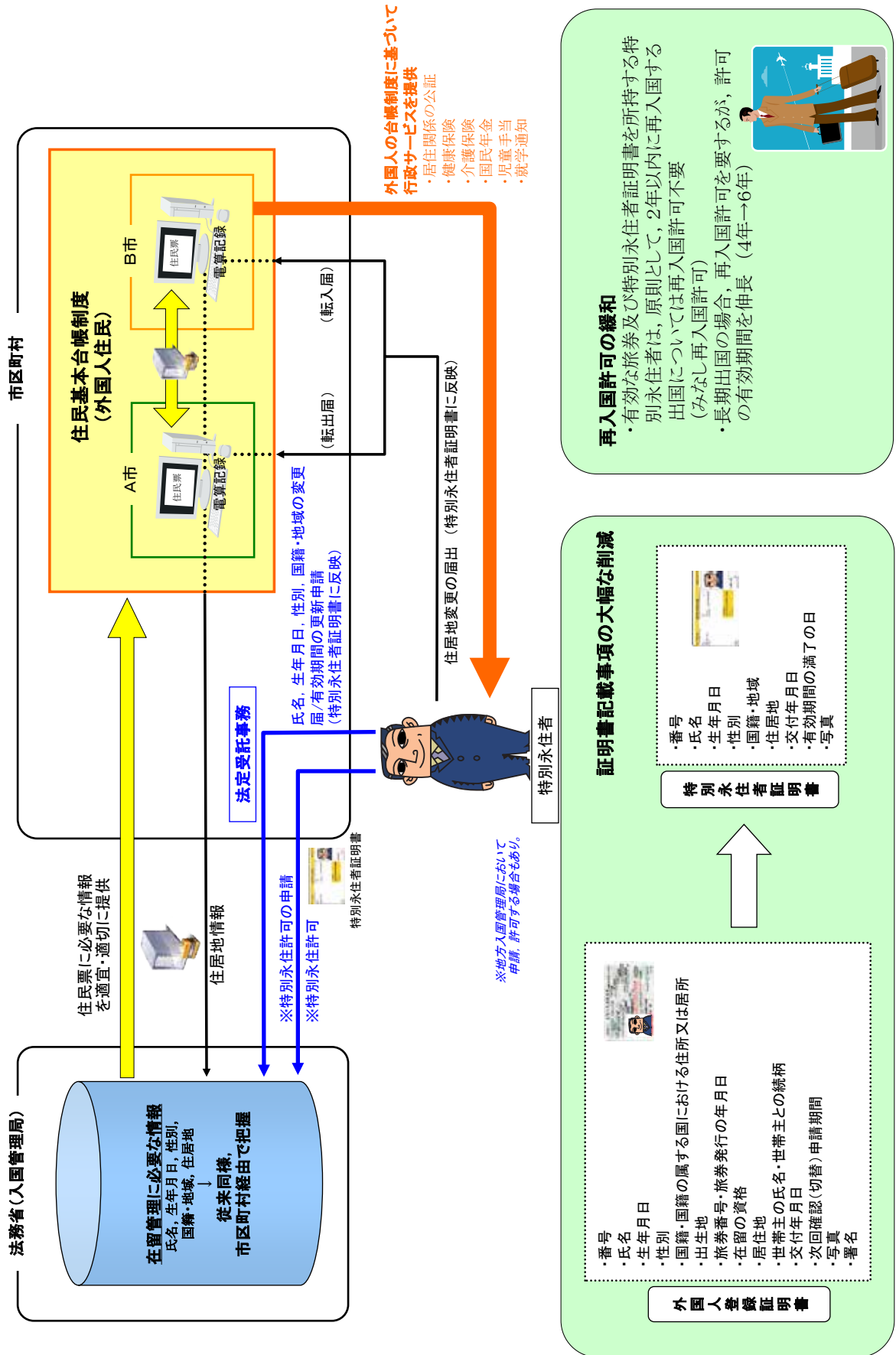
区分		年	平成20	21	22	23	24
上陸	旅券		275	131	120	105	106
	その他		321	103	108	104	81
	合計		596	234	228	209	187
出国	旅券		26	28	12	14	18
	その他		7	10	2	3	8
	合計		33	38	14	17	26
合計	旅券		301	159	132	119	124
	その他		328	113	110	107	89
	合計		629	272	242	226	213

資料編3 新しい在留管理制度等の概要

資料編3(1) 新しい在留管理制度 (在留資格をもって中長期間に在留する外国人を対象)



資料編3(2) 特別永住者の制度



資料編4 出入国管理関係訴訟

第1節 概況

入国管理局に係る行政訴訟等（以下「出入国管理関係訴訟」という。）は、我が国に不法滞在する外国人に対して発付された退去強制令書発付処分の取消しを求める訴訟や難民不認定処分の取消しを求める訴訟がその大半を占めている。平成24年において訴訟が提起され、新規に受理された件数は、本案事件について見ると、340件（前年243件）であり、前年から97件増加した。20年から24年までの推移を見ると、増加・減少を繰り返しているが、依然として高水準で推移している。また、本案事件の終了件数も、20年が355件、21年が310件、22年が288件、23年が214件、24年が263件と高水準で推移している（表51）。

近年、高水準で新規受理件数が推移していること背景としては、適正で充実した手続の下での迅速な裁判を目指す司法制度改革を挙げることができる。特に、行政訴訟について、国民の権利利益のより実効的な救済手続を整備することを目的とした「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」が平成17年4月1日に施行され、出訴期間等の情報提供（教示）制度の新設、出訴期間の延長、取消訴訟等における被告適格の簡明化等の改正がなされたことが、新規受理件数が高水準で推移していること背景と指摘できる。そして、このことに加えて、15年7月に公布、施行された「裁判の迅速化に関する法律」により裁判所の手続全体の一層の迅速化が図られていることが、終了件数が高水準で推移していること背景と考えられる。

また、近時の出入国管理関係訴訟では、在留特別許可の義務付け、仮放免許可の仮の義務付け、収容令書発付処分やその執行の差止め又は仮の差止め等新たな形での訴えの提起が相次いでいる。その背景には、「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」により、義務付け訴訟、差止め訴訟の法定、本案判決前における仮の救済制度の整備が行われ、積極的にそれらの種類の訴訟制度が活用されているという事情を指摘することができる（表51）。

表51 出入国管理関係訴訟（本案事件）受理・終了件数の推移（平成24年末現在）

(件)

区分		年	平成20	21	22	23	24
行政事件	退去強制手続関係取消請求・無効確認等		234	162	172	167	264
	在留審査関係不許可処分取消請求・無効確認等		17	16	21	23	17
	在留資格認定証明書不交付処分取消請求・無効確認等		8	10	15	8	6
	難民認定手続関係取消請求・無効確認等		72	50	55	40	46
	その他		4	1	5	1	4
	(小計)		335	239	268	239	337
民事事件		1	1	0	4	3	
人身保護請求事件		0	0	0	0	0	
受理件数(総数)		336	240	268	243	340	
終了件数		355	310	288	214	263	

第2節 主な裁判例

裁判例1【裁量権の逸脱・濫用と比例原則違反との関係】

原告長女及び原告次女は、本邦の義務教育を終了して高等学校に進学し、原告長男も日本の小学校に通って、それぞれ日本の生活になじんでいるなど、在留特別許可の許否に当たって考慮すべき積極的要素が存在することは否定することができないが、他方、原告父の入国及び在留の状況は相当に悪質であり、原告母の在留等の状況も悪質であることからすると、原告父母について在留特別許可がされないこととされてもやむを得ないといわざるを得ない。そこで、原告子らについてのみ在留特別許可をするかどうかの方が更に問題となるが、原告父母と原告子らを分離することとなつてまで原告子らについてのみ在留特別許可をするかどうかの判断もまた、諸般の事情を総合的に考慮してされる広範な裁量に委ねられているのであり、原告子らが本国の言語や文化に慣れ親しむことは十分可能であると考えられることからすると、原告子らを含めて原告らに対して在留特別許可を与えないとすることが裁量権の逸脱濫用に当たるといふことはできない。

…以上説示してきたところに鑑みれば、本件各裁決が比例原則に違反していることを理由に違法であるともいえない。

控訴人らは、控訴人らが強制送還された場合、日本で培った生活の基盤を全て失うことになる一方、被控訴人の主張する「在留特別許可をしないことにより達成される利益」は、抽象的な出入国管理の公正以外に何もないのであって、本件は、旧ガイドラインに依拠しても新ガイドラインに依拠しても本来であれば在留特別許可が認められていたはずの事案であるから、本件各裁決及び本件各退令発付処分は比例原則に違反し、違法であるとの趣旨の主張をする。しかし、比例原則は裁量権行使についての一つの基準にすぎず、在留特別許可をするか否かの法務大臣等の判断が違法として取り消されるのは、結局、裁量権の範囲を越え又はその濫用があった場合に限られる（行政事件訴訟法第30条参照）のであるから、比例原則だけを取り上げてこれに違反するか否かを判断するのは相当でない。

【平成24年4月19日東京高等裁判所判決】

裁判例2【在留特別許可ガイドラインにおける積極要素・消極要素の該当性と裁量権の逸脱・濫用の判断との関係】

在留特別許可ガイドラインは、在留特別許可をすべきか否かの判断が法務大臣等に広範な裁量に委ねられていることを前提に、その際考慮すべき基本的な事項を示したものと解され、その性質上、そこに記載された要素だけが在留特別許可をすべきか否かの基準となるものとして考慮されるものではない。

したがって、在留特別許可ガイドラインに記載された積極要素及び消極要素に該当するか否かという点だけをとって、本件裁決が裁量権の逸脱又は濫用したものであるか否かを判断することは相当とはいえない。すなわち、控訴人の主張が、在留特別許可ガイドラインの積極要素及び消極要素の該当性のみをもって、在留特別許可の許否の判断の当否を判断すべきであるというのであれば相当とはいえないが、本件裁決に裁量権の逸脱又は濫用があったかどうかという判断において、これらが重要な要素として考慮されなければならないことはいうまでもない。

…東京入国管理局長は、これらの考慮要素を総合的に評価・判断して、控訴人に対する本件裁決をしたものと認められ、その裁決の結論も相当と解されるから、本件の在留特別許可の判断において、控訴人に対する事実の評価に誤りがあり、被控訴人に裁量権の逸脱があったといふことはできない。

【平成24年6月20日東京高等裁判所判決】

裁判例3【亡日本人夫の連れ子の未成年後見人としての在留資格変更不許可処分に係る評価】

原告Aは日本国内において実子でない原告Bを短期間監護養育したにすぎないから、原告Aが原告Bの未成年後見人であることを考慮しても、人道上の理由等から「日本人・・・との間に出生した子を日本国内において養育している」者と同視できるとまでは認められない。

…原告らは、本件各処分（原告Aに係る「定住者」への在留資格変更不許可処分）は、原告Bも、原告Aと共に中国へ移住しなければならない可能性が相当高く、未成年後見人を選任した家庭裁判所の判断とも矛盾すること等から、人道上も著しく妥当性を欠く旨主張する。しかしながら、原告Aが本邦に滞在できないことによって原告Bが直ちに本邦に滞在できなくなるといえず、また、未成年後見人は唯一無二の存在でなく、他の適切な者を未成年後見人を選任することができるのであるから、本件各処分が人道上妥当性を欠くということとはできない。

…原告らは、東京入管局長が調査を尽くさないまま本件各処分をした旨主張するが、そもそも、在留資格変更申請を受けた法務大臣等は、当該申請をした外国人が提出した文書により在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限って、これを許可することができるものとされているのであって、当該文書に不備がある場合に、補充の調査をすべきものとはされていない。また、これを措いても、原告Aが在留資格「日本人の配偶者等」から同「定住者」への在留資格変更の要件を満たさないことは既に説示したとおりであって、東京入管局長が調査をすれば在留資格変更の要件を満たすというものでもない。

【平成24年7月4日東京地方裁判所判決】

裁判例4【通訳人を介さずに行われた違反審査等の有効性と供述内容の合理性との関係】

控訴人は、C審査官による違反審査に対し、他人名義の旅券を使用して入国した経緯、フィリピンに帰国したくない意向であること、出生地が「MOUNTAIN CITY」であること、在留中勤務していた会社で給料から天引きされていた税金の返還を受けられるので、それを受領してから帰国したいことなどを供述しており、これらの供述内容に不自然な部分は認められず、誤解に基づく部分、真実に反することを疑わせる部分があるとも認められないことに照らせば、原告に係る違反審査が通訳人を介さずに行われたことや、口頭審理請求権に関する告知が母国語で行われなかったことは、原告の口頭審理請求権の放棄の手續の瑕疵にはならないというべきである。

…控訴人は、外国人に対する違反審査手續には通訳人を付するのが原則であり、控訴人について、例外的に通訳人を付さず違反審査手續を行うことが許容される特段の事情はなく、通訳人を付さずに行われた口頭審理請求権の放棄は無効である旨を主張するようである。しかし、控訴人が違反審査手續を理解し、口頭審理請求権放棄の意味、効果も理解した上で、真意に基づいて口頭審理放棄書に署名して口頭審理請求権を放棄する意思表示をしたものと認められることは、上記判示のとおりであり、控訴人の主張は採用することができない。

【平成24年9月13日東京高等裁判所判決】

裁判例5【子の養育・監護を目的とした「短期滞在」への在留資格変更不許可処分に係る評価】

原告は、実子Dを養育することを目的として「短期滞在」への変更を求めたものであるところ、このような子の養育・監護は本邦に一時的に滞在することで達成し得る活動に該当しないことは明らかである。そして、原告が在留資格を「特定活動」（本邦から出国するための準備

のための活動及び日常的な活動)とする許可を受けている期間, 出国準備としての活動を行っていた事実も認められない。

したがって, 東京入国管理局長が, このような在留の目的を有する原告に対し, 「短期滞在」への在留資格の変更を適当と認めるに足りないと判断したとしても, その判断が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してされたということとはできない。

…以上のおり, 本件不許可処分は適法というべきであるが, 事案に鑑み, 仮に「短期滞在」を基礎付ける活動に子の養育が含まれ得るとして, 本件不許可処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してされたといえるか否かについて更に検討することとする。

…本邦入国後の原告の生活状況について, とりわけ日本人前夫Eとの婚姻生活の状況については, 不明な点が多いといわざるを得ず, かえって, 日本人前夫Eの父の供述内容は原告らの真摯な婚姻関係の存在を疑わせるものである。また, 日本人前夫Eとの婚姻中の平成21年6月10日にDが出生しているが, 同人が原告と日本人前夫Eの間の子であることについては, 前記のおりの原告と日本人前夫Eの関係や, 原告と日本人前夫Eの出入国等の状況と母子健康手帳の妊娠週数の記載に照らすと, 重大な疑問が残るといわざるを得ない。

【平成24年10月30日東京地方裁判所判決】

資料編5 組織・体制の拡充

近年の出入国管理行政をめぐる状況の変化は著しく、業務の量的増加及び質的複雑化・困難化を反映して、組織・機構、人員等の整備・拡充が図られてきた。

平成24年度末現在、出入国管理行政は、法務省入国管理局を始めとする全国の入国管理関係機関において3,881人の職員によって遂行されているが、出入国管理行政の抱える課題は多岐にわたっており、なお体制整備面での課題も少なくない。

第1節 組織・機構

① 入国管理官署の概要

出入国管理業務を所掌する組織としては、法務本省の内部部局として入国管理局が設置され、また、法務省の地方支分部局として、全国8つの地域ブロックごとに地方入国管理局、その下に支局及び出張所（支局の出張所を含む。）が設置されている。また、法務省の施設等機関として全国3か所に入国者収容所が設置されており、それぞれ法令に基づいて、出入国審査、在留審査、退去強制手続、難民の認定といった出入国管理行政関係の様々な業務を行っている。

これら、入国管理局、地方入国管理局、支局、出張所及び入国者収容所を総称して「入国管理官署」という（図27、28）。

図 27 入国管理局組織表

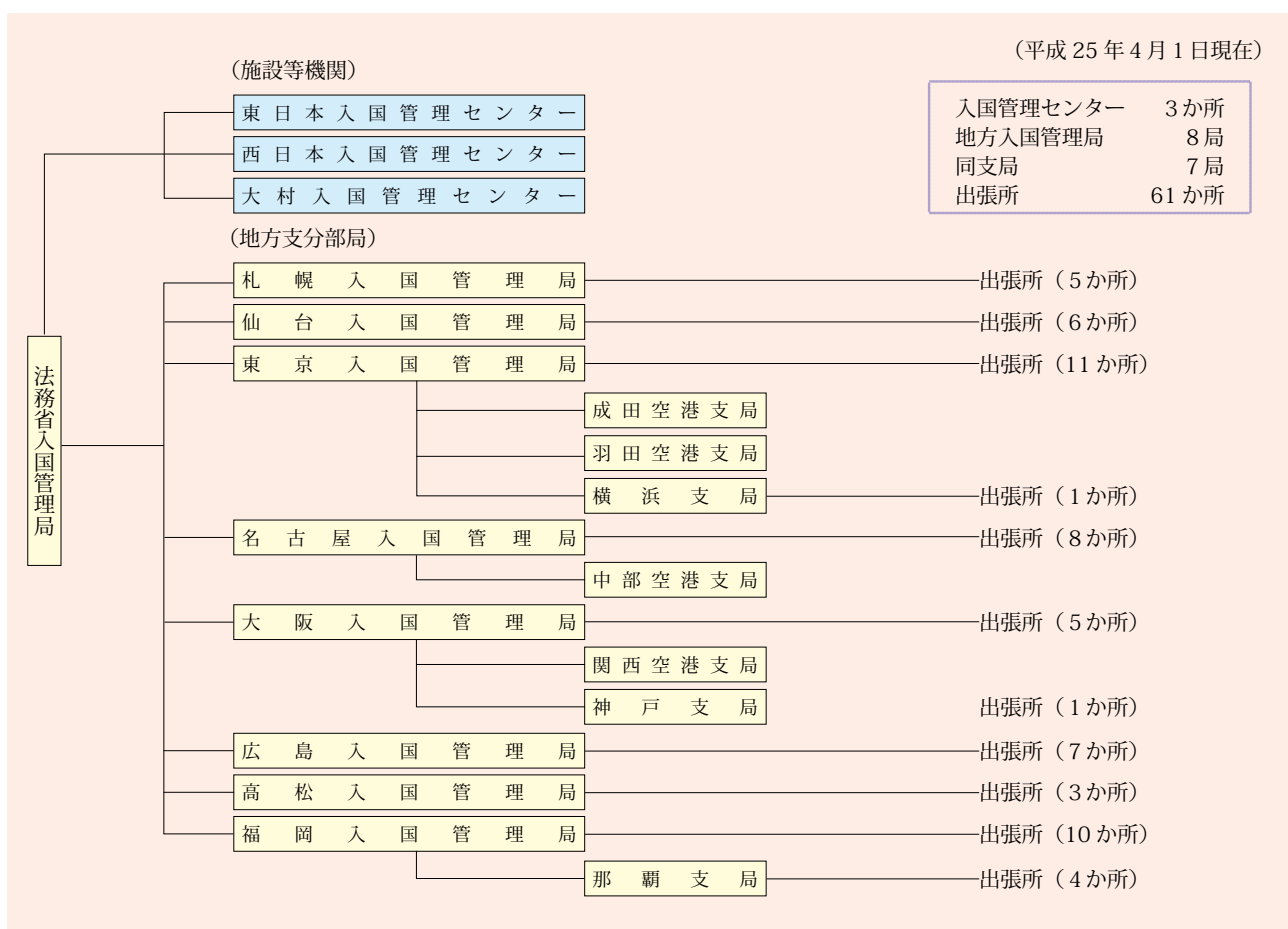
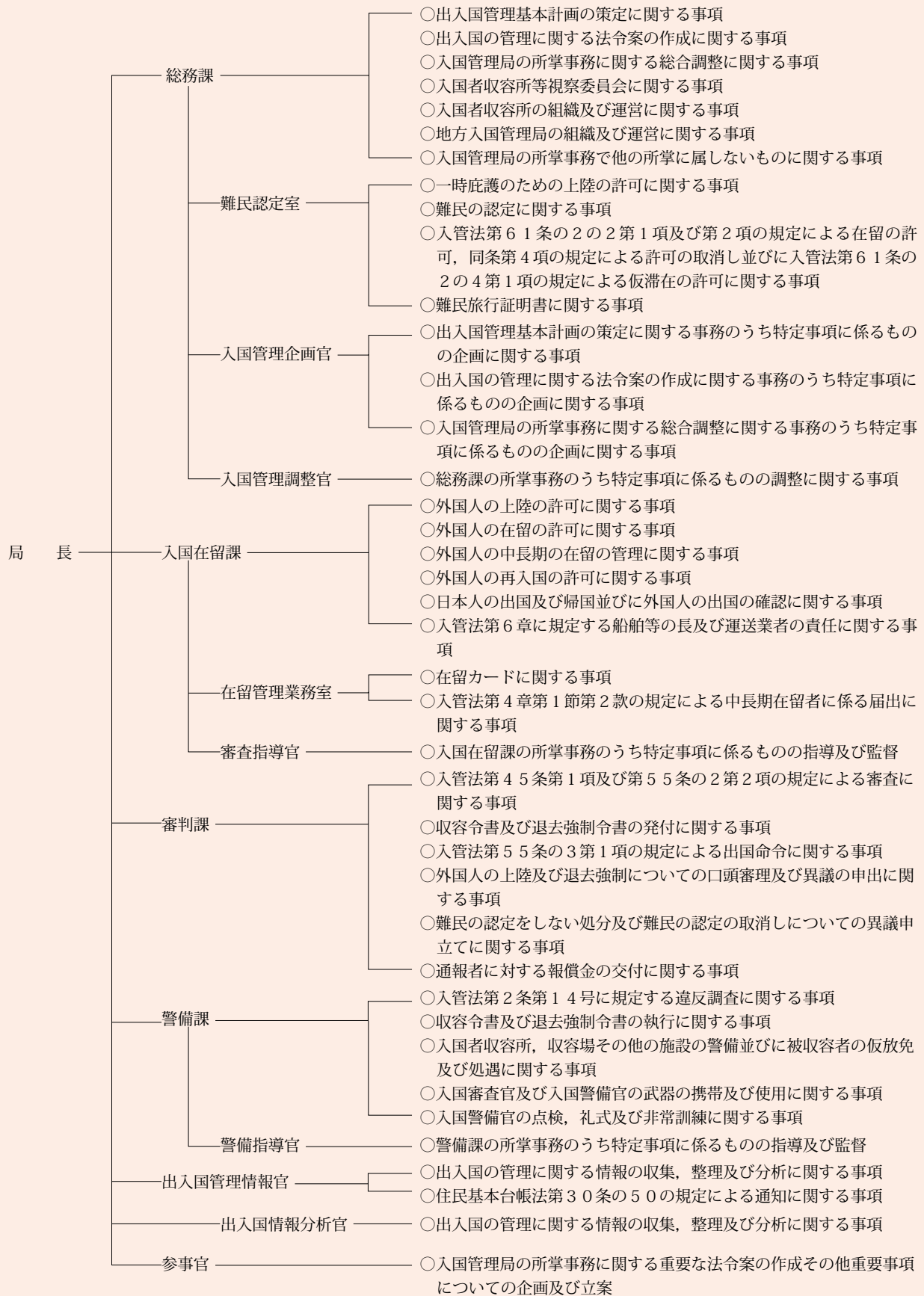


図 28 法務省入国管理局所管事項



(注) 上記のほか，官房審議官1人及び局付3人が，入国管理局担当として配置されている。

② 入国管理官署の組織の見直し

平成25年度の組織の拡充については、24年7月9日の改正入管法施行に伴い導入された新しい在留管理制度において、法務大臣は中長期在留者に関する情報の整理及び正確性・最新性の確保が義務付けられたことから、東京入国管理局に調査第四部門を新設し、中長期在留者に関する届出事項に係る事実の調査を行う体制を整備した。

また、平成17年1月から事前旅客情報システム（A P I S）が導入され、事前に航空会社から送信された旅客等に係る情報と当局が保有する要注外国人情報を照合する等の分析を行っているほか、19年11月から上陸審査時における個人識別情報（顔写真及び指紋）の提供が義務付けられ、上陸審査時に提供された外国人の指紋情報が当局の保有する要注外国人の指紋情報と類似していると判定された場合に、専門の職員が指紋鑑識を行った上で、要注外国人の指紋情報との一致・不一致を判断しているところ、これらの業務が近年増加していることから、全国の空海港からの照会に対し、24時間体制で集中的に処理するため東京入国管理局成田空港支局に情報管理部門を新設した。

その他、近年、我が国における難民認定申請件数が急増しているところ、全国の約9割の難民異議申立件数を占める東京入国管理局審判部門に統括審査官1名を増設して、難民異議申立業務を適切に処理できる体制を整備した。

他方、地方入国管理局の出張所（支局の出張所を含む。）については、元来、外航船舶の乗員・乗客の出入国審査を目的として設置された歴史的事情を背景に、その大半が全国の海港区域内に立地していたが、国際間の主たる輸送手段が船舶から航空機に移ったことに伴い、空港における出入国審査が主となったほか、長期間我が国に在留する外国人が増加したことにより、これら行政のニーズの変化に応えるため、海港に設置されている出張所の整理・統廃合を進めるとともに、国際線が数多く就航している地方空港や、都道府県庁所在地その他主要都市に出張所を設置するなど、出張所の再配置に努めてきた（表52）。

その結果、入国管理事務所から地方入国管理局に組織改編した昭和56年4月1日当時全国に103か所設置されていた出張所は平成25年4月1日現在で61か所となり、都道府県ごとに最低1か所の地方入国管理官署を設ける一方、昭和56年当時から約4割を縮減するに至っている。

これらの出張所については、各種の許可申請・届出等のために訪れる外国人の利便を図ることのみならず、不法滞在事案及び偽装滞在事案の情報収集に当たり警察等地元関係機関との密接な連携が必要であるところ、我が国に中長期在留する外国人を受け入れる地方公共団体ないし関係機関との連携といった観点も踏まえ、今後とも、出入国審査、在留審査及び入管法違反者に係る情報収集等の円滑かつ適正な業務処理が可能となるよう、より総合的な体制が整った出張所の形態を目指し、合理的かつ効率的な組織体制の整備を引き続き図っていく必要があり、平成25年度においては、出張所長以下2名の統括審査官が配置された出張所8か所について、出張所長に首席審査官を配置することとした。

表 52 地方入国管理局の出張所の整理統廃合状況（実績）

（平成 25 年 4 月 1 日現在）

年度	年	廃止		設置	
		名称	所在地	名称	所在地
平成 12		尼崎港出張所	尼崎市	佐賀出張所	佐賀市
		呉港出張所	呉市		
		唐津港出張所	唐津市		
	13	伊万里港出張所	伊万里市	静岡出張所	静岡市
		横須賀港出張所	横須賀市		
		鹿児島空港出張所	姶良郡溝辺町		
		清水港出張所	清水市		
		田子の浦港出張所	富士市		
	14	岩国港出張所	岩国市	甲府出張所	甲府市
		八代港出張所	八代市	岐阜出張所	岐阜市
		日立港出張所	日立市	大津出張所	大津市
		鹿島港出張所	鹿島郡神栖町	水戸出張所	水戸市
	15	東京港出張所	東京都江東区	新宿出張所	東京都新宿区
		渋谷出張所	東京都渋谷区	盛岡出張所	盛岡市
		室蘭港出張所	室蘭市		
		宮古港出張所	宮古市		
		大船渡港出張所	大船渡市		
		石巻港出張所	石巻市		
		佐世保港出張所	佐世保市		
		那覇港出張所	那覇市		
	16	青森港出張所	青森市	青森出張所	青森市
		八戸港出張所	八戸市		
		横浜港出張所	横浜市		
		名古屋港出張所	名古屋市		
		名古屋空港出張所	愛知県西春日井郡豊山町		
		堺港出張所	堺市		
		神戸港出張所	神戸市		
		水島港出張所	倉敷市		
		志布志出張所	鹿児島県曾於郡志布志町		
	17	直江津港出張所	上越市		
	19	大阪港出張所	大阪市	東部出張所	東京都江戸川区
		天王寺出張所	大阪市		
	22	羽田空港出張所	東京都大田区		

（注）平成 22 年度の羽田空港出張所廃止は、羽田空港支局の新設に伴うものである。

第2節 職員

① 入国管理局職員

入国者収容所及び地方入国管理局には、出入国管理業務に従事する職員として、入国審査官、入国警備官が配置されているほか、一般行政事務を行う職員である法務事務官及び医師等の法務技官が配置されている。

入国審査官は、①上陸及び退去強制についての審査及び口頭審理、②収容令書又は退去強制令書の発付、③仮放免、④難民認定及び在留資格諸申請等に関する

事実の調査を行うほか、法務大臣の補助機関として、在留資格審査等を行っている。



入国管理局職員

入国警備官は、①入国、上陸及び在留に関する違反事件の調査、②収容令書又は退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者の収容、護送、送還、③入国者収容所、収容場における被収容者の処遇及び施設の警備、④中長期在留者に関する情報の継続的な把握のための事実の調査を行っているところ、「国家公務員法」においては「警察職員」の規定が適用されており、危険な業務に従事することも多いことから、「一般職の職員の給与に関する法律」において公安職職員となっている。

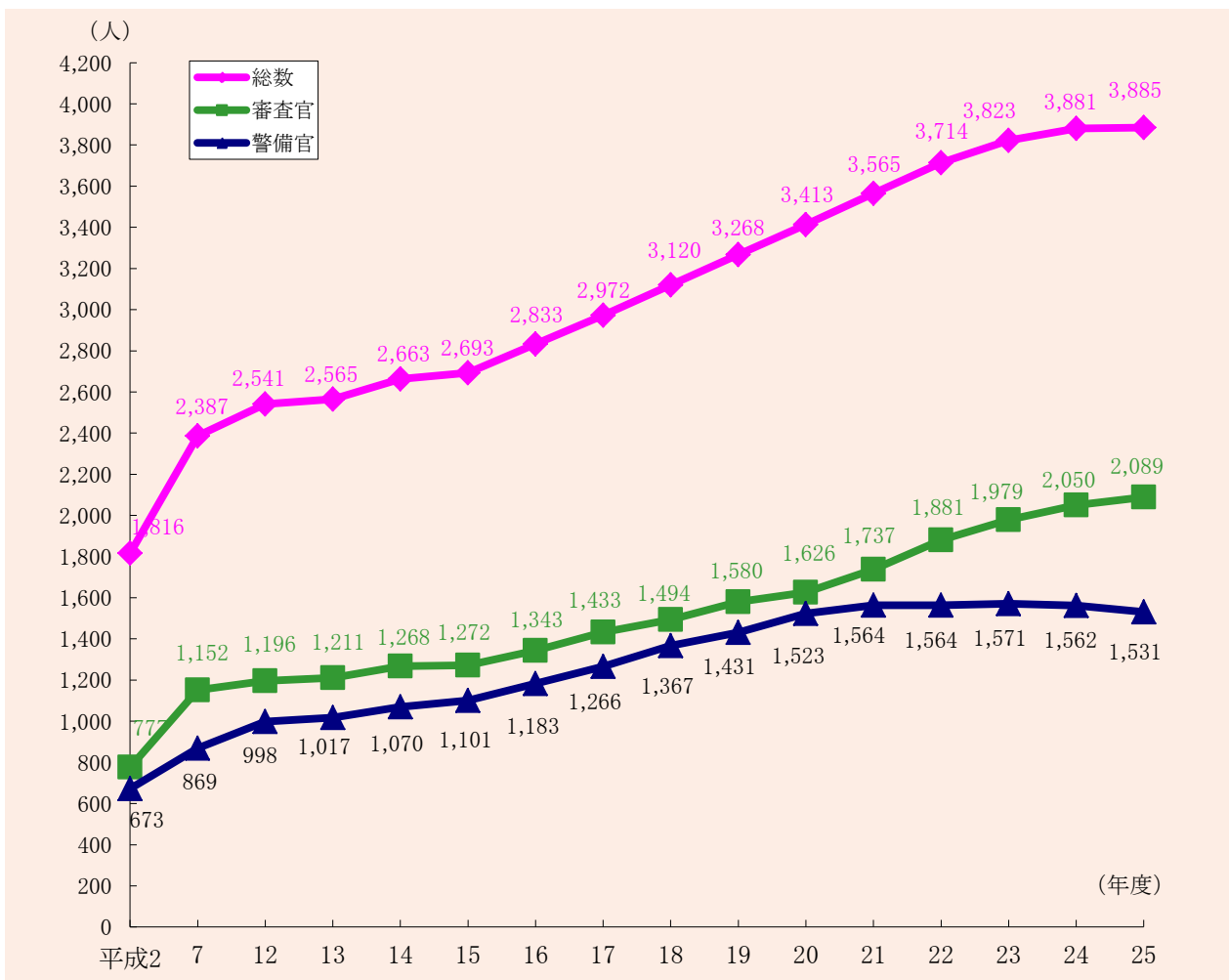
入国警備官には、摘発等の部隊組織で行動する際の指揮命令系統を明らかにするため、七つの階級（上位から警備監、警備長、警備士長、警備士、警備士補、警守長、警守）が設けられている。

また、入国審査官及び入国警備官は、個々の職員が独立した出入国管理業務の専門家としての業務を行うことから、「専門官制」が導入されている。業務処理に必要な法律知識に加えて、バランスのとれた国際感覚、外国人の多様な風俗、習慣、宗教及び人権に配慮した柔軟な対応が求められている。

② 増員

入国管理局関係の職員数は、平成25年度は3,885人で、5年前の20年度の3,413人と比べ約14%、472人増加している。しかし、この間も業務件数は高水準で推移しており、加えて観光立国の推進とテロ行為・不法入国防止のための入国審査の円滑化と厳格化の両立、巧妙化する偽変造文書への対策、入国後の外国人に係る在留管理の強化、外国人犯罪の温床とも指

図29 入国管理官署職員定員の推移



摘されている不法滞在者の摘発強化，正規滞在者を装う偽装滞在者への対策，更には難民認定申請案件のより一層の適正かつ迅速な審査など業務内容も複雑・困難の度合いが増している。このような状況に的確かつ迅速に対処し，国民の行政ニーズに応じていくためには，更なる増員が望まれる（図29，表53）。

表 53 入国管理官署職員定員の推移

(人)

区分 年度	本省事務官	地方入国管理官署				小計	総数
		事務官	審査官	警備官	その他		
昭和 60	169	155	703	658	55	1,571	1,740
平成 2	166	154	777	673	46	1,650	1,816
7	163	165	1,152	869	38	2,224	2,387
12	157	164	1,196	998	26	2,384	2,541
13	156	155	1,211	1,017	26	2,409	2,565
14	154	146	1,268	1,070	25	2,509	2,663
15	152	144	1,272	1,101	24	2,541	2,693
16	142	142	1,343	1,183	23	2,691	2,833
17	131	122	1,433	1,266	20	2,841	2,972
18	129	122	1,494	1,367	8	2,991	3,120
19	128	121	1,580	1,431	8	3,140	3,268
20	127	129	1,626	1,523	8	3,286	3,413
21	126	130	1,737	1,564	8	3,439	3,565
22	126	135	1,881	1,564	8	3,588	3,714
23	126	139	1,979	1,571	8	3,697	3,823
24	126	135	2,050	1,562	8	3,755	3,881
25	126	131	2,089	1,531	8	3,759	3,885

平成25年度においては，入国審査官，入国警備官併せて73人が増員措置されており，その概要は以下のとおりとなっている。

(1) 東京入国管理局羽田空港支局等における出入国審査体制の強化

平成19年1月に「観光立国推進基本法」が施行され，同年6月に「観光立国推進基本計画」が閣議決定されたが，その後，22年6月には「訪日外国人を2020年初めまでに2500万人」との目標を掲げた「新成長戦略」が閣議決定され，「成長戦略実行計画（工程表）」の中で「訪日中国人の拡大」や「入国審査に要する時間の短縮」などが明記された。こうした中，21年に世界的な景気後退等の影響を受けて一時的に減少した外国人入国者数は，アジア地域の景気回復に加え，中国に対する個人観光査証の発給緩和措置もあって，その後再び回復基調となり，22年には約944万人と過去最高を記録した。23年においては，3月11日に発生した東日本大震災の影響により，外国人入国者は一時的に減少したものの，中国からの団体観光客も再び入国し始めるなど，回復基調に向かい，24年上半期の外国人入国者累計数は約450万人と22年同期（約462万人）の約97%まで回復した。

また，平成24年7月から，入管法等改正法の施行により新しい在留管理制度が導入さ

れ、入国審査官が、上陸許可時に旅券への証印の押印に加えて、中長期在留者に対して「在留カード」を交付しているほか、「留学」の在留資格での上陸を希望する外国人については、上陸申請時に併せて資格外活動許可申請を行い、資格外活動許可を取得できるようにした等、新たな業務の発生による業務負担が著しく増加した。

平成25年においては、羽田空港の国際線発着枠の増加や福岡空港の国際線ターミナル新設に伴う審査ブースの増設に加え、大型クルーズ船の寄港増加に対応していくと同時に、テロ対策、不法滞在者対策としての厳格な出入国審査を実施していく必要がある。

このための要員として、羽田空港支局を中心に入国審査官65人が増員措置された。

(2) 東京入国管理局等における在留管理体制の強化

平成24年7月に導入された新しい在留管理制度においては、中長期在留者及び所属機関からの届出制度が導入され、取得した情報を有効に活用して一層的確な外国人の在留管理を行うことが求められており、当該情報の迅速な入力、整理等の的確な作業とともに、届出情報等を踏まえ必要な調査を行い、その正確性を担保することが重要となっている。

届出情報の入力、整理や当局保有情報と届出情報の照合は、全国分を一か所で処理することが効率的であるため、東京入国管理局在留管理情報部門において一元的に処理しているところ、照合結果等から実地調査が必要と判断した情報に関しては、それぞれの中長期在留者の居住地を管轄する地方入国管理局において事実の調査を行うこととなる。

また、事実の調査は、これを戦略的に行うことにより、偽装滞在者を浮かび上がらせることができるなど、効果的な偽装滞在者対策を講じることにも繋がることから、事実の調査の主体は入国警備官としているところ、東京入国管理局においては、その業務を行うための体制が不十分であったため、必要な要員として入国警備官6人が増員措置された。

(3) 難民認定手続業務の体制の強化

難民認定申請件数は平成17年に384件であったものが、18年に約2.5倍の954件と急増、20年には1,599件と1,000件を超え、21年が1,388件、22年に1,202件と減少したものの、23年には1,867件と再び急増し、24年上半期においては、前年同期比の1.2倍強に当たる1,081件を受理した。

難民認定申請案件については、平成22年7月に標準処理期間を6か月と設定し、23年3月までに同期間内で処理できる状況となるよう努める旨公表し、各地方局内の応援態勢を組んで標準処理期間の遵守に努めた結果、同年度第4四半期（24年1月から3月）処理分については平均処理期間が5.4か月にまで短縮され、目標を達成することができた。しかし、応援者を長期間派遣している官署においては、業務に支障が生じる一方、難民認定申請は依然として急増し続け、標準処理期間を遵守するためにも、難民認定申請案件の迅速処理を行うための体制を整える必要があった。

また、難民に該当しないとして難民不認定処分となった者による難民異議申立てについては、全国で受理した異議申立てを東京入国管理局及び大阪入国管理局の2か所で処理しているところ、難民審査参与員制度が導入された平成17年は183件であった異議申立件数が、その後年々増加し、21年には1,156件と1,000件を超え、23年には1,719件に急増する状況にあった。難民異議申立てについては、難民認定申請のように標準処理期間は設けていないものの、23年における異議申立てから決定までの平均処理期間は22.5か月と長期に及んでいたため、「難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取り組みに関する決議」（平成23年11月国会決議）の趣旨にもかんがみ、異議申立てを含む難民認定手続全般において処理促進を図る必要があった。

これらの状況を踏まえ、大阪入国管理局に2人の入国審査官が増員措置された。

③ 研修

近年、我が国に出入国する外国人は増加傾向にあり、また、在留の態様も多岐にわたっていることから、業務量の増大のみならず、入国審査官・入国警備官が日々執り行う業務の内容も複雑・困難化している。このような状況に対処するためには、入国管理局関係職員の資質・能力の向上が必要不可欠であり、これら職員を対象とした研修の充実・強化に取り組んでいる。

法務省の研究・研修機関である法務総合研究所によって実施される初任者、中堅職員、管理者等を対象とした体系的な研修に加えて、職員の専門知識を向上させるために、専門知識を有する職員のみならず外部の専門家を講師に招くなどして、偽変造文書鑑識従事者研修、入国・在留審査事務従事者研修、難民認定事務従事者研修、指紋鑑識研修、人権関係、メンタルヘルス関係の研修等各種の研修を実施している。

また、入国管理局の業務は主として外国人を対象としていることから、職員に対する英語等の語学研修を語学専門学校等に委託し、業務に必要な語学能力の向上を図っている。



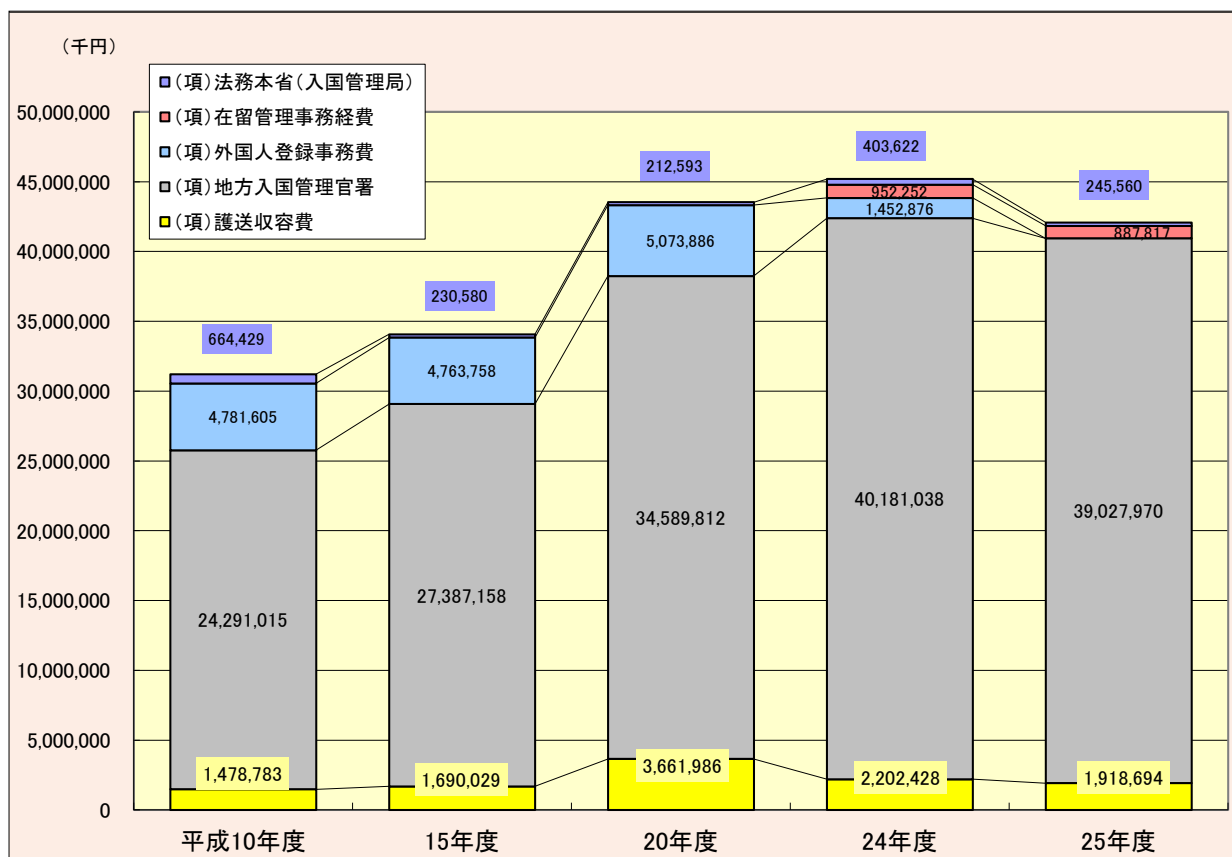
研修風景

資料編6 予算等

第1節 予算

出入国管理行政の予算の推移は、図30のとおりであり、近年の厳しい行財政事情を受け、平成25年度予算は、対前年度比で減少しているものの、当局が推進する各種施策の実施に必要な経費が計上されている。さらに効率的な予算執行に努め、行政コストの縮減を図ることとしている（図30,31）。

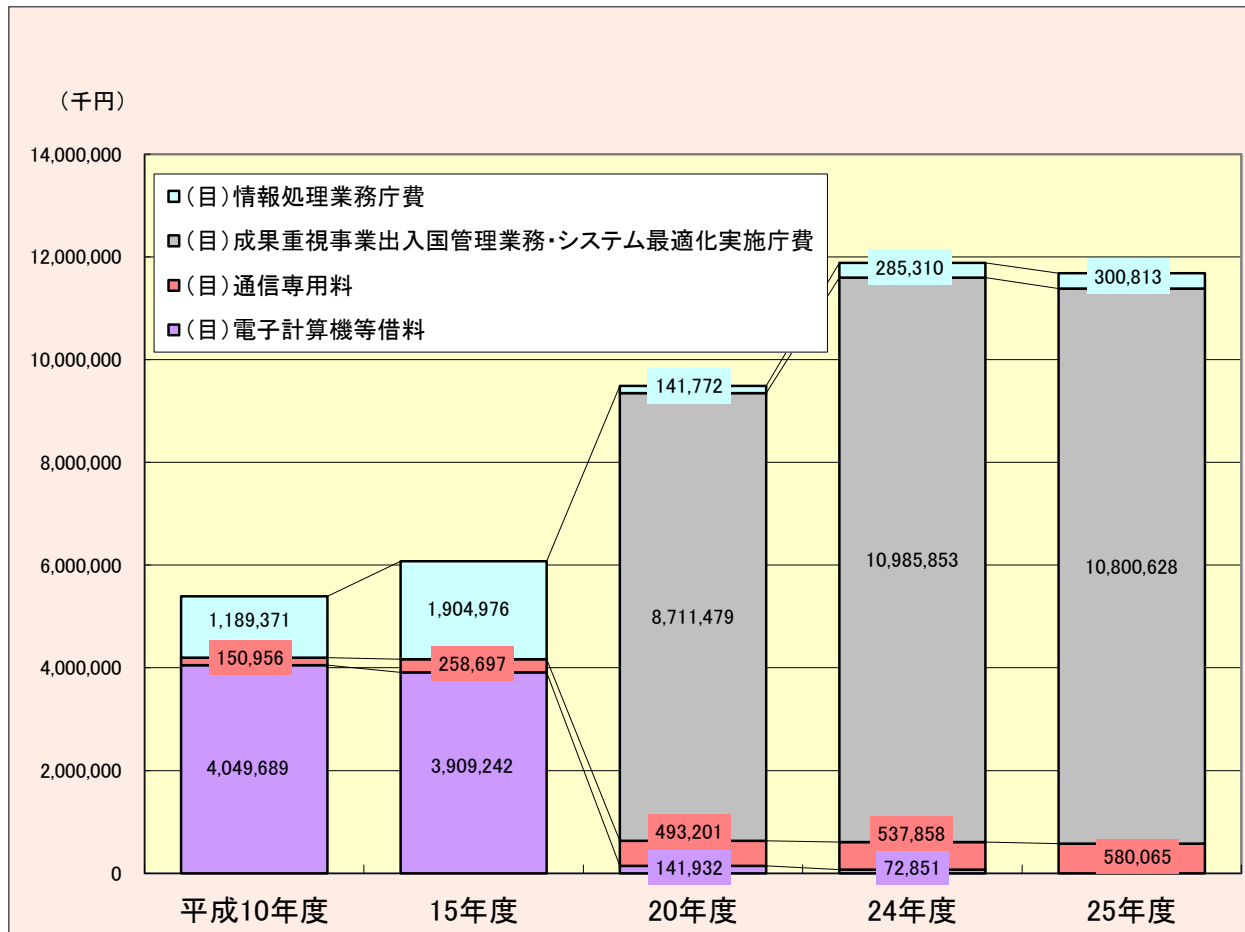
図30 予算額の推移



(注) 予算額は当初予算額である。

- ・平成20年度予算において、事項の組み換えを行っており、当該年度以降の予算については、以下のように算出方法が変更されている。
- ・(項)法務本省(入国管理局)は、(項)法務本省共通費及び(項)出入国管理企画調整推進費の一部経費の合算額である。
- ・(項)外国人登録事務費及び(項)在留管理事務経費は、(項)出入国管理企画調整推進費の一部経費である。
*平成19年度以前の(項)外国人登録事務費相当額である。
- ・(項)地方入国管理官署は、(項)地方入国管理官署共通費と(項)出入国管理業務費の一部経費の合算額である。
- ・(項)護送収容費は、(項)出入国管理業務費の一部経費である。
- ・上記一般会計予算のほか、平成24年度には東日本大震災復興特別会計予算で、149,053千円が認められている。

図31 電算関連主要予算額の推移



(注) 予算額は当初予算額である。

第2節 施設

平成25年3月31日現在、全国に8か所ある地方入国管理局は、法務単独庁舎（東京，名古屋，大阪），法務合同庁舎（仙台，広島，高松），行政合同庁舎（札幌）及び民間施設（福岡）にそれぞれ入居している。また、支局及び出張所は、法務単独庁舎（横浜），港湾合同庁舎，行政合同庁舎，空港ターミナルビルのほか、民間又は公有の施設に入居している。

さらに、全国に3か所ある入国者収容所は、いずれも平成5年以降に法務単独庁舎（大村）及び法務総合庁舎（東日本，西日本）として整備している。

出入国管理 (平成 25 年版)

平成 25 年 12 月 発行

法務省入国管理局

〒 100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1



2013 出入国管理

リサイクル適性 **(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。